

やまぐちプレミアム食事券利用者規約（紙クーポン券用）

第 1 条（総則）

本規約は、山口県が発行する「やまぐちプレミアム食事券」のうち、紙クーポン券にかかるものについて規定するもので、利用者（以下に定義します。）がやまぐちプレミアム食事券を使用する場合には、本規約が適用されます。

第 2 条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1 「やまぐちプレミアム食事券」

山口県内の取扱加盟店にて、令和 4 年 12 月 31 日までやまぐちプレミアム食事券取引が出来る山口県発行の紙クーポン券をいいます。

2 「事務局」

やまぐちプレミアム食事券事務局をいいます。

3 「利用者」

山口県が規定した本規約を承諾のうえ、やまぐちプレミアム食事券を取扱加盟店で使用する者をいいます。

4 「取扱加盟店」

やまぐちプレミアム食事券加盟店規約を承諾のうえ、所定の申込書にて事務局に申し込み、事務局が承認した個人、法人および団体をいいます。

5 「やまぐちプレミアム食事券取引」

利用者が取扱加盟店より飲食提供等を受けた場合に、その売上相当額の全ておよび一部をやまぐちプレミアム食事券で取引することをいいます。

第 3 条（やまぐちプレミアム食事券の管理等）

- 1 利用者は、やまぐちプレミアム食事券を利用者の責任のもと管理しなければなりません。
- 2 利用者は、やまぐちプレミアム食事券を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、山口県は一切の責任を負いません。

第 4 条（利用者の順守事項）

- 1 やまぐちプレミアム食事券の販売単位は 1 セット(1,000 円券×10 枚)単位とします。詳細は下記の通りとします。
販売金額：1 セット：1,000 円券×10 枚=8,000 円（消費税込）
- 2 利用者は、山口県内のコンビニエンスストア「ローソン」にて、やまぐちプレミアム食事券を購入するものとします。いかなる場合においても、やまぐちプレミアム食事券の払戻しは行わないものとします。
- 3 利用者はやまぐちプレミアム食事券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。
- 4 利用者は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的でやまぐちプレミアム食事券取引はしないものとします。

第 5 条 (やまぐちプレミアム食事券取引)

- 1 利用者は、山口県内のコンビニエンスストア「ローソン」にて、山口県が発行するやまぐちプレミアム食事券を、事務局が規定する一操作当たりの購入限度の範囲内において、発行した枚数をコンビニエンスストア「ローソン」の精算規定に従い購入するものとします。取引時に、やまぐちプレミアム食事券金額および枚数を必ず確認するものとします。
- 2 やまぐちプレミアム食事券取引は、1,000 円単位となります。
- 3 やまぐちプレミアム食事券の額面に満たないやまぐちプレミアム食事券取引の場合、釣り銭は支払われません。
- 4 やまぐちプレミアム食事券取引後の返金対応はできません。

第 6 条 (加盟店との紛争)

利用者は、取扱加盟店から提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と取扱加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者は取扱加盟店との間で解決するものとし、山口県はその責任を負いません。

第 7 条 (やまぐちプレミアム食事券の有効期限・使用可能期間・無効)

- 1 やまぐちプレミアム食事券の有効期限・使用可能期間は、やまぐちプレミアム食事券を取得した日から、令和 4 年 12 月 31 日までです。
令和 4 年 9 月 30 日までと記載のある食事券の有効期限・使用可能期間も令和 4 年 12 月 31 日までとします。
- 2 有効期限を経過した場合、やまぐちプレミアム食事券の利用は一切できなくなります。
- 3 有効期限内であっても、取得したやまぐちプレミアム食事券の払い戻しは出来ません。
- 4 利用者がやまぐちプレミアム食事券の半券を切り離した場合、その券は無効となります (半券が切り離された状態のものは無効となり加盟店で使用できません)。

第 8 条 (個人情報等の収集および利用)

山口県は、やまぐちプレミアム食事券で収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

- 1 個人情報とは、やまぐちプレミアム食事券購入において提供を受けた、氏名、電話番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。
- 2 個人情報の共同利用
 - (1) 共同利用することのある項目
 - ①氏名・電話番号等、特定の個人を識別できる事項
 - ②やまぐちプレミアム食事券の使用場所、使用金額など使用状況を確認できる事項
 - ③お問い合わせに関する事項
 - ④サービス提供に関する事項
 - (2) 共同利用の目的
 - ①やまぐちプレミアム食事券の運営及びサービス提供
 - ②サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

- ③利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ④その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- ⑤上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

(3) 共同利用する者の範囲

- ①山口県
- ②やまぐちプレミアム食事券事務局（業務委託事業者：近畿日本ツーリスト株式会社山口営業所）

3 個人情報利用制限

個人情報の収集目的を越えた利用及び当該実施機関以外の者への提供は、条例で定める場合を除き、一切いたしません。ただし、統計的に処理された使用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

4 個人情報の管理

管理・収集した個人情報については、山口県が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第 9 条（業務委託）

山口県は、やまぐちプレミアム食事券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第 10 条（使用停止または中止）

1 山口県または取扱加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、やまぐちプレミアム食事券の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、やまぐちプレミアム食事券の全部または一部を使用することができません。

- (1) 天災地変、停電、その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
- (2) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。
- (3) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2 前項に基づきやまぐちプレミアム食事券の全部または一部が停止または中止されたことにより生じた利用者の損害等について、山口県は一切の責任を負いません。

第 11 条（使用の一時停止および中止）

山口県または取扱加盟店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、利用者のやまぐちプレミアム食事券取引は出来ず、保有するやまぐちプレミアム食事券残高は失効し、払い戻しはいたしません。

- 1 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。
- 2 やまぐちプレミアム食事券を違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合
- 3 やまぐちプレミアム食事券の利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。

し、払戻しはいたしません。

第 14 条（やまぐちプレミアム食事券の終了）

山口県は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、やまぐちプレミアム食事券を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により利用者に周知する措置を講じます。

第 15 条（規約の変更）

本規約を変更する場合、山口県は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

第 16 条（合意管轄裁判所）

利用者は、やまぐちプレミアム食事券に関して山口県との間に紛争が生じた場合、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 17 条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第 18 条（お問い合わせ窓口）

やまぐちプレミアム食事券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

やまぐちプレミアム食事券（コールセンター）

- ・事業者（飲食店等）専用ダイヤル **083-902-1712**（受付時間 9：45～17：45）
- ・利用者（消費者）専用ダイヤル **083-902-1711**（受付時間 9：45～17：45）
- ・電子クーポン（飲食店等・消費者共通）

専用ダイヤル **050-3852-3085**（受付時間 9：45～17：45）

附則

（施行期日）

本規約は、令和 4 年 6 月 1 日から適用します。

制定 令和 4 年 6 月 1 日

改定 令和 4 年 9 月 1 日